

## 国民年金学生納付特例のお知らせ

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

原則として、毎年度申請する必要があり、申請日にかかわらず4月から翌年3月までの期間が対象となっています。保険料の納付期限から2年を経過していない期間についても、さかのぼって申請することができますが、申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、早めに申請してください。

すでにこの制度を利用しており、引き続き在学予定の方には、日本年金機構から申請書が送付されますので、必要事項を記入のうえ郵送してください。ただし、前年度の申請時期によっては届かないことがありますので、その場合は住民課窓口で手続きをお願いします。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線147)

### 申請に必要な添付書類

- 基礎年金番号通知書または年金手帳(氏名の記載ページ)のコピー
- 在学期間がわかる在学証明書(原本)または学生証のコピー(学生証の裏面に有効期限、入学年月日などの記載がある場合は裏面も含む)

## 新しい行政相談委員が決まりました

総務大臣から2月1日付けで垂水英治さん(垂水)が、上毛町担当の行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は、地域住民の皆さんの身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や行政の仕組み・手続に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などを行っています。

毎月15日前後に9時30分から12時まで「げんきの杜」で心配ごと相談所を開設していますので、ご利用ください。

行政相談委員は、次のような相談を受け付けています。

- 例 ・国道の交差点の危険箇所を改善してほしい。
- ・手続や申請をどこにしたらよいか分からないので教えてほしい。

●問い合わせ先  
総務課 総務係 TEL 72-3111(内線113)  
総務省九州行政評価局 TEL 092-431-7082(直通)

## 「福岡県学習支援」教室参加児童募集

学習支援教室は、進学のための「学習塾」のような教室ではなく、学校の予習復習など基礎的な学習や、日常生活における学習習慣を身に付けるための教室です。大学生や社会人の学習支援員が支援します。地域の方の学習支援員としての応募もお待ちしております。

- 対象者 上毛町に在住の小中学生
- 定員 10名(無料)  
※希望される方は、事前に申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。
- ※受講前に親子面談で学習内容の希望をお聞きます。面談日時は希望者に個別に連絡します。

■実施日程 4月21日(金)から令和6年3月8日(金)までの毎週金曜日 16:30~18:00

■実施場所 げんきの杜 ※送迎はありません。

●申し込み・問い合わせ先  
株式会社トライグループ 行政事業部(九州)  
TEL 092-751-9711

## ゴールデンウィーク期間中のし尿等汲み取り受け付け日程

4月28日(金)	平常業務
4月29日(土)	休み
4月30日(日)	休み
5月1日(月)	平常業務
5月2日(火)	平常業務
5月3日(水)~7日(日)	休み
5月8日(月)	平常業務

※連休前は、大変混雑しますので出来るだけ早めの申し込みをお願い致します。  
※休み中は、留守番電話で対応しております。緊急時はこちらでご連絡ください。

●問い合わせ先 (株)豊前清掃社 TEL 83-2634

## 食生活改善推進協議会会員(ヘルスマイト)募集

上毛町食生活改善推進協議会は、「みんなでつなごう健康の輪」をスローガンに、自分自身はもちろん、家族や知人、友人の健康づくりのために、健康的な食生活のための正しい知識を普及する活動をしている団体です。

一緒に、健康的な家庭料理を学んでみませんか。料理初心者の方、料理に興味のある方など、どなたでも大丈夫です。皆さんの参加をお待ちしています。

- 活動内容
  - ・定例会 毎月1回(健康に関する学習、調理実習)
  - ・地域での普及事業(町内小中学生を対象とした調理実習など)

■年会費 1,000円

●申し込み・問い合わせ先  
子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線226)

## 固定資産税についてのお知らせ

### ◎縦覧制度について

この制度は、固定資産税の納税者自身が固定資産の価格が適正であるかどうかを確認するために、他の土地・家屋の価格と比較ができるように行われるものです。

■縦覧期間 4月3日(月)~5月31日(水)  
8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

■縦覧場所 税務課

■縦覧できるもの  
土地価格等縦覧帳簿:所在地番、地目、地積、評価額  
家屋価格等縦覧帳簿:所在地、家屋番号、用途、構造、床面積、評価額

■縦覧できる人  
土地または家屋の固定資産税納税者、納税管理人、納税者から委任された人  
※委任された人は本人確認ができるものと委任状をお持ちください。

### ◎土地の地目変更などについて

令和5年度における固定資産税は、令和5年1月1日現在の状況により課税されますので、令和4年中に土地の地目や地積が変更となった場合は、変更後の内容により課税されることとなります。

特に、**農地(田・畑)や山林から、宅地や雑種地に地目が変更となる場合は**、課税の基礎となる評価額が高くなるため、固定資産税の額も上がることとなりますのでご注意ください。

※農地の転用許可を受けた場合や、太陽光発電設備の用地は雑種地または宅地での評価となります。

●問い合わせ先  
税務課 税務係 TEL 72-3113(内線137)

## 軽自動車税(種別割)の減免について

障がいのある方が所有または使用する車両などについて、軽自動車税(種別割)を減免することができる制度があります。

■対象となる車両

- ・障がいのある方が所有する車両
- ・障がいのある方のために運転する車両(生計同一の方)  
※障がいの等級や車両の使用目的等について対象要件があります。

■申請に必要なもの

- ・障がい者手帳の写し
- ・運転免許証(運転する方のもの)
- ・納税義務者のマイナンバーが確認できるもの

■申請期限 5月31日(水)まで

■留意事項

- ・減免申請は毎年必要となります。
- ・対象となる車両は、障がいのある方1人につき1台に限ります(普通自動車との重複減免はできません)。
- ・自動車税(普通自動車)の減免については、行橋県税事務所(TEL 0930-23-2216)にご確認ください。

被災した車両、車いす昇降装置等装着車両、生活保護受給の方または社会福祉法人等が所有する車両等について、軽自動車税(種別割)を減免することができます。詳細は下記までお問い合わせください。

●申請・問い合わせ先  
税務課 税務係 TEL 72-3113(内線136)

## 「くらし・しごと・家計」困りごと相談室 無料巡回相談会のご案内

福岡県自立相談支援事務所(京都郡・築上郡)・福岡県子ども支援オフィス(行橋オフィス)

相談支援員が本人とその家族の状態に応じて課題を整理し、必要な支援・手続につなぐなどの相談支援を実施します。生活全般での困りごと、子育てや家族の悩み、お金に関する相談など、どんな相談でも構いません。お気軽にご相談ください。

年月日	実施場所	受付時間
令和5年4月21日(金)	げんきの杜 視聴覚室	10:30~12:30
令和5年5月19日(金)	大平支所 和室	
令和5年6月16日(金)	げんきの杜 視聴覚室	
令和5年7月21日(金)	大平支所 和室	
令和5年8月18日(金)	西吉富コミュニティセンター 洋室	
令和5年9月15日(金)	唐原コミュニティセンター 研修室	
令和5年10月20日(金)	げんきの杜 視聴覚室	
令和5年11月17日(金)	大平支所 和室	
令和5年12月15日(金)	げんきの杜 視聴覚室	
令和6年1月19日(金)	大平支所 和室	
令和6年2月16日(金)	西吉富コミュニティセンター 洋室	
令和6年3月15日(金)	唐原コミュニティセンター 研修室	

■対象者 築上郡、京都郡にお住まいの方 ※予約の方を優先します。事前に下記までご連絡ください。

●予約・問い合わせ先 くらし・しごと・家計 困りごと相談室 TEL 0930-26-7705